

ケロちゃん通信特別号

民法改正

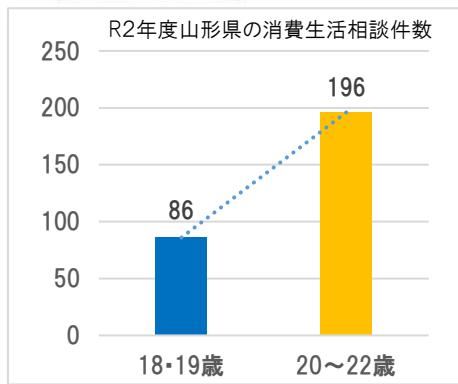
18歳から
大人だケロ！

消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
"ケロちゃん"

2022年4月1日から 成年年齢は18歳に!!



明治時代より、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていましたが、民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が18歳に変わります。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、4月1日から新成人となり、一人前の大として、法的責任を負うことになります。



若者をターゲットにした悪質商法に注意！！

令和2年度、県内の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談のうち、**18・19歳は86件、20~22歳は196件**と、**成人後に大きく増加**しています。

成年に達したばかりの若者は、契約の知識や社会経験に乏しく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあるため、そこに付け込む悪質な事業者は少なくありません。

悪質な事業者には十分注意しましょう！

18歳(成年)になったらできること

○親の同意なしに契約できる

- ・携帯電話を購入する
- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組むなど



○意思決定

自分の住む場所(居所)や進学・就職などを自分の意思で決めることができる



○結婚

男女とも自分の意思で結婚できる

※女性の結婚年齢は18歳に引き上げられ、男女とも18歳になります

○10年有効パスポートの取得

○性別の取扱い変更の審判など

20歳にならないとできないこと

○飲酒



○喫煙



○公営ギャンブル



- ・競馬
- ・競輪
- ・競艇(ボートレース)
- ・オートレース

飲酒や喫煙は若者の健康被害を防ぐため、ギャンブルはギャンブル依存症や犯罪につながる危険があるため、20歳にならないとできません。

○国民年金を納める義務

など

○中型自動車免許の取得

など

～クイズに挑戦！ 契約ってなんだろう？～

問題：下の2つの場面で、正しいのはどっち？（答えと解説は裏面下にあるよ）

出典：国民生活センター発行
「くらしの豆知識」2022年版より

① 喫茶店でコーヒーを注文したが、直後に急用ができてしまった。コーヒーが提供される前なら、注文を取り消せる？

- A : 取り消すことができる。
B : 原則、取り消すことはできない。

② 中古車を購入した。販売店から修復歴はないと言われていたが、実際は修復歴があった。契約は取り消しできる？

- A : 契約は取り消すことができる。
B : 契約は取り消すことはできない。



～今知つておきたい！若者に多い消費者トラブル～

事例 1 「これはとってもお買い得」と思ったのに、なぜか定期購入に？

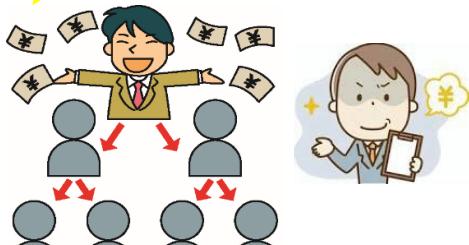


動画投稿サイトで、「ダイエットサプリメント 500 円」の広告を見て 1 回限りのつもりで注文した。後日、商品が届いたが、その 3 週間後にまた商品が届き、中に 4,000 円の請求書が入っていた。1 回だけ購入して解約したい。

アドバイス♪

- 「1 回だけのつもりが定期購入だった」「いつでも解約できるはずなのに業者に連絡がつかない」などのトラブルが増えています。初回だけ安価に設定している事業者が数多く存在します。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、表示された「返品規定」に従うことになります。
- 注文する前に継続期間・回数・総額、解約・返品する際の条件・連絡の手段などの利用規約をよく確認しましょう。特に低価格を強調する広告は販売サイトを隅々までよく確認しましょう。
- 注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しておきましょう。

事例 2 配当や紹介料が入ると勧誘され出資したが、話が違う…



中学時代の友人から「良い話がある」という電話があり出向いたところ、「海外の不動産に投資すれば配当金がもらえる。人を紹介すれば紹介料も受け取れる」と説明を受け、代金を友人に支払った。しかし、セミナーに参加しても仕組みの説明は全くなく、友人に解約の連絡をしたところ、半額しか返金できないと言われた。

アドバイス♪

- 友人やSNSで知り合った人などから、「簡単に稼げる・人を紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約をしたもの、全然儲からず、解約や返金にも応じてくれないといったケースが多く見られます。
- 「儲かる・報酬を得られる」ことばかり強調されますが、実態や仕組みがわからないモノは契約してはいけません。
- 友人や先輩・知人から誘われてもきっぱりと断りましょう。いったん契約してしまうと、解約や返金を求めても交渉は困難です。

出典：消費者庁イラスト集より

*** 前ページのクイズの答えと解説 ***

①→B 原則、取り消すことはできない。

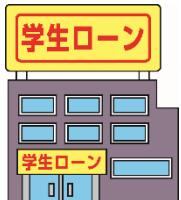
喫茶店で、「コーヒーを 1 杯」と注文し、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾をすれば契約成立です。一度契約すると、原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。

②→A 契約は取り消すことができる。

事業者の不当な勧誘により、消費者が誤認や困惑して結んだ契約や、通常の分量や期間などを著しく超える過度な内容の契約は消費者契約法により取り消すことができます。

事例3

「お金がない」と断ったら、「借金すればいい」と言われ…



- ・エステの無料体験のあと、高額なプランの契約を迫られ、「お金がない」と断ったら、分割払いを勧められ断り切れずにクレジット契約をしてしまった。
- ・大学の先輩にFX自動売買システムの購入を勧められた。高額だったため断ると、学生ローンで借錢する方法を細かく指示された。

アドバイス♪

- ・「みんな借りている」「借錢はすぐに返済できる」などと言われても、借錢してまで契約すべきものかよく考えましょう。
- ・友人・知人からの誘いで断りにくいと思っても、断る際は「お金がないから」ではなく、望まない契約なら「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- ・使用目的や職業、年収などについて、うそをついて借りるよう指示されても、絶対に耳を貸さないでください。

出典：消費者庁イラスト集より

事例4

初めての一人暮らし、部屋探しや引っ越しなど、不安です…



- ・進学のため借りたアパートが、予想外に日当たりが悪く、戸間でも薄暗い。ネットに出ていた写真とは何か雰囲気が違う。
- ・引っ越し作業中に荷物や床、壁に傷をつけられた。
- ・アパートを退去する際、部屋の補修費や清掃費として15万円を請求された。入居時に支払った敷金も戻らなかった。

アドバイス♪

- ・部屋を探す際は希望条件(家賃・場所・広さ・周辺環境など)の情報収集を十分に行いましょう。
- ・写真や動画、広告だけで判断せず、実際の建物・部屋の状況など自身の目で確認するようにしましょう。
- ・契約時には契約書の他に「重要事項説明書」についても内容をよく理解した上で契約しましょう。
- ・退去時のトラブルを防ぐため、引っ越し前の状態を写真などで記録し、作業終了後、速やかに確認し、問題のある場合はすぐに申し出ましょう。

<トラブルを避けるために大事なことは？>

- 世の中には「だまそうとする人」がいます。成人になったばかりのときは、特に狙われやすいことを知り、警戒心を持ちましょう。
- 断るときに理由はいりません。きっぱり「いりません！」」「やりません！」と断りましょう。
- 契約するときは慎重に良く考えましょう。
- 困ったら、一人で悩まず誰かに相談しましょう。

消費者ホットライン「188」は近くの相談窓口を案内してくれます。(裏面に詳しく記載)

どうしよう？相談しよう！

「消費者ホットライン188」とは？

消費生活センターなどの相談窓口の存在や連絡先が分からぬ場合に、お住まいの地域の消費生活相談窓口につながる全国共通の3桁の電話番号です。

どなたでもご利用いただけます。※相談は無料ですが、通話料金のご負担が発生します。

少しでも不安や迷いがあつたら、お気軽にご相談ください！

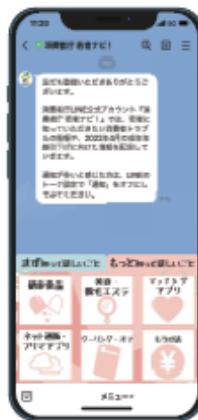


泣き寝入りは、188(いやや！)と
覚えてケロ！



消費者トラブルに遭わないために。
知って安心の最新情報を届け！

LINE公式アカウント 消費者庁 若者izi! 開設しました！



LINEアカウント <https://lin.ee/Vly3NYf>
(LINE ID : @caa_z)

※ 消費者庁では、成年年齢引下げに向けて、特設サイトやTwitter、LINE等で情報発信しています。

- ・「18歳から大人」特設ページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/
- ・「18歳から大人」Twitterアカウント https://twitter.com/caa_18sai_otona

無料

「消費生活出前講座」受付中！！



☆悪質商法による被害やトラブルを防ぐための注意点・対処法を、専門知識を持った相談員が事例を紹介しながらわかりやすくお話しします。

【テーマの一例】

- 「契約」ってなんだ？契約の基礎知識
- 困った！消費者トラブル解決法
- 大切な「お金」について考えよう
- 若者が狙われやすい悪質商法
- インターネットトラブル（架空請求など）
- 「エシカル消費」についてなど



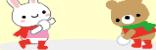
県消費生活センター
ホームページへ

◇開催時間・テーマ・内容について、ご希望に応じて調整します。

◇お申し込みは開催日の1か月前までに、下記消費生活センターまでお願いします。

◇お問い合わせは、お気軽に電話でどうぞ。

山形県の消費生活センター



【村山地域】山形県消費生活センター 〒990-8570 山形市松波2-8-1（県庁2階）

TEL023-630-3237（講座）023-625-0999（相談）FAX023-625-8186

【最上地域】最上消費生活センター 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034（最上総合支庁1階）

TEL0233-29-1370（講座・相談共通）FAX0233-23-2605

【置賜地域】置賜消費生活センター 〒992-0012 米沢市金池7-1-50（置賜総合支庁1階）

TEL0238-24-0999（講座・相談共通）FAX0238-26-6072

【庄内地区】庄内消費生活センター 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1（庄内総合支庁1階）

TEL0235-66-5453（講座）0235-66-5451（相談）FAX0235-66-2835